

令和5年度分の契約事務手続について

1 提出書類及び提出期限

令和5年4月3日（月） 必着

- (1) 請書
- (2) 個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項
- (3) 令和5年度学校施設有効活用事業内訳書
- (4) 令和5年度学校施設有効活用事業実施計画書（3枚）
- (5) 請求書・支払金口座振替依頼書（口座振替払用）
- (6) 通帳のコピー（表紙と1枚めくった中面）
- (7) 入札見積書

※送便等により、期日までに必着で御提出ください。

令和5年5月31日（水） 必着

- (8) 個人情報の適切な取扱いに関する誓約書

※令和5年度の運営委員・顧問・開放管理者・開放指導員の署名が必要なため提出期限が異なっています。

例年、多数の記入ミス等が見受けられ、その場合再提出が必要となりますので、記入例を十分に御確認の上、誤りのないよう作成をお願いします。

※主な誤りの例

印もれ

スタンプ印による押印

印違い（書類ごとに違う印を使用している等）

無効な訂正（修正液や砂消しゴムによる訂正を行っている等）

計算間違い

氏名、住所、日付、年度、口座番号、口座名義の誤記

様式の誤り ※書式は必ず、「令和5年度様式」のものを御利用ください。

2 注意点

- (1) 新型コロナウイルス感染症による開放期間や開放施設の変更等の影響は含まずに平常実施を想定して御記入ください。
- (2) 請書・内訳書・入札見積書
⇒学校名、委託金額、住所等を記載しているものを参考送付しています。特に、委託金額については、よく御確認の上、提出してください。
- (3) 事業実施計画書
⇒記入例及び記入の考え方を御確認の上、提出してください。
- (4) 必ず「令和5年度様式」を使用してください。
- (5) 運営委員会経費からお菓子やジュースを購入することは認められません（水・お茶は可）。

3 仕様書 別紙のとおり

令和5年度 学校施設有効活用事業経費一覧

1 学校施設開放運営委員会委託料

(1) 学校施設開放運営委員会経費

実施要綱第5条「運営委員会の業務」に基づく運営委員会や利用調整会議等の開催に伴う事務用品費（用紙、文具など）、通信費、会議費などの経費です。運営委員会は、定例で年3回以上、利用調整会議は、原則として毎月開催してください。

学校施設開放運営委員会経費（年額）	6,000円
-------------------	--------

(2) 開放指導員経費

実施要綱第9条に基づく開放指導員を配置するための経費です。学校施設有効活用事業における開放施設数により異なります。※開放指導員の職務については、実施要綱第9条を御覧ください。

3施設開放	$10,000円 \times 2人 \times 12月 = 240,000円$
2施設開放	$6,000円 \times 2人 \times 12月 = 144,000円$
1施設開放	$4,500円 \times 2人 \times 12月 = 108,000円$

※地域管理実施校

学校の用務業務を地域の団体へ委託している「地域管理実施校」については、施設開放に関する指導員業務も委託業務の中に含まれておりますので、上記の開放指導員経費はありません。しかし、開放指導員事務（月例報告作成等）は学校施設開放運営委員会の業務として残りますので、以下の「学校施設開放事務費」となります。

学校施設開放事務費	$1,500円 \times 2人 \times 12月 = 36,000円$
-----------	---

なお、令和5年度の地域管理実施校は以下の12校です。

川中島小学校、川中島中学校、中原小学校、宮内小学校、久本小学校、高津中学校、土橋小学校、犬蔵小学校、犬蔵中学校、三田小学校、生田小学校、生田中学校

(3) 消耗品費

開放施設の運営に必要な消耗品費（年額）です。個別の利用団体が負担すべき消耗品は対象になりませんので御注意ください。

校庭開放	10,000円
体育館開放	13,000円
特別教室等開放	10,000円

(4) 特別教室等新規開放整備実施校

特別教室等を新規に開放した学校について、開放開始の年度から2年間、消耗品費を加算します。

新規開放整備実施校消耗品費（年額）	3,000円
-------------------	--------

2 校庭夜間開放委託料

校庭夜間開放の指導員配置の経費と消耗品費です。

※開放指導員の職務については、実施要綱第9条を御覧ください。

※臨港中学校 塚越中学校 東住吉小学校 久本小学校 菅生中学校 南生田中学校 麻生小学校

指導員経費	$17,000円 \times 2人 \times 12月 = 408,000円$
消耗品費（年額）	32,000円

学校施設有効活用事業運営業務 委託仕様書

1 目的

地域における市民のスポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動などの場として、学校教育に支障のない範囲で、学校施設を組織的・計画的に有効活用するため、川崎市立学校の施設の開放に関する規則（昭和51年教委規則第12号）及び学校施設有効活用実施要綱、及び夜間校庭開放校については校庭夜間有効活用実施要項に基づき、学校施設の有効活用事業を行う。

2 実施期間及び業務内容

学校施設有効活用実施要綱のとおり

3 事業計画書

事業実施にあたり事前に事業実施計画書を、また、事業完了時に事業実施報告書を提出し、教育委員会の確認を得ることとする。

4 個人情報の適正な維持管理

川崎市個人情報保護条例に規定する個人情報を取り扱う場合は、その保護を図るため、漏えいその他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、適正な維持管理を行わなければならない。

5 その他

上記記載のない事項については、教育委員会と協議の上、決定する。